⑹　施設維持修繕企業の参加資格要件　構成員のうち、１⑸④に掲げる施設維持修繕業務を実施する者は、次の①から⑤までの要件を満たさなければならない。

①　第一次審査資料の提出時において、単体として北海道開発局における工事区分「電気」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること、又は経常建設共同企業体として決定を受けていること。

②　建設業法に基づく「電気工事業」の許可を受けていること。

③　平成23年度以降公告日までに、次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として又は構成員のいずれか１社が次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。

ア　電気工事業に関する工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

④　次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、アⅹはイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とする。

ア　単体　令和６年度及び令和７年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和４年度及び令和５年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去４年度の受注実績がない場合は、令和２年度及び令和３年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去６年度の受注実績がない場合は、平成30年度及び令和元年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去８年度の受注実績がない場合は、平成28年度及び平成29年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

イ　共同企業体　令和６年度及び令和７年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和４年度及び令和５年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去４年度の受注実績がない場合は、令和２年度及び令和３年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去６年度の受注実績がない場合は、平成30年度及び令和元年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去８年度の受注実績がない場合は、平成28年度及び平成29年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

⑤　次のア、イに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、施設維持修繕業務のうち、道路照明施設維持修繕業務の実施日は、次に掲げる基準のいずれかを満たす主任技術者又は監理技術者を当該現場に配置すること。ただし、道路照明施設維持修繕業務を実施しない日は主任技術者又は監理技術者の専任を要しない。なお、事業者は、道路照明施設維持修繕業務の継続性等において支障がないと認められる場合において、小樽開発建設部との協議により主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

また、建設業法第26条第３項本文及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第26条第３項第１号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第26条の５第１項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。

第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

ア　配置予定技術者の資格等

㋐　主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者とする（共同企業体の場合は、全構成員が下記に掲げる基準のいずれかを満たす者を配置することとする。）。

ａ　建設業法第７条第２号イ若しくはロに掲げる者（建設業法第７条第２号イ及びロに掲げる「実務経験」とは電気工事業とするものに限る。）。

ｂ　電気工事業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で建設業法施行規則第１条に規定する学科に合格した後５年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で同条に規定する学科に合格した後３年以上実務の経験を有する者。

ｃ　１級電気工事施工管理技士又は２級電気工事施工管理技士の資格を有する者。

ｄ　技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。

ｅ　電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し３年以上実務の経験を有する者。

ｆ　電気事業法による第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者であって、その免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し５年以上実務の経験を有する者。

ｇ　建築士法第２条第５項に規定する建築設備士となった後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し１年以上実務の経験を有する者。

ｈ　一般社団法人日本計装工業会の行う一級計装士試験（登録計装試験）に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者。

ｉ　前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第７条第２号イⅹはロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者。ただし、電気工事業に限る（旧建設大臣が認定した者を含む。）。

ｊ　主任技術者にあっては、登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者又は登録計装基幹技能者における講習修了証を有する者。ただし、実務経験を有する建設業の種類は、電気工事業とする。

イ　配置予定技術者の工事経験

㋐　平成23年度以降公告日までに、２⑹③アの要件を満たす工事を元請の技術者として従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が２⑹③アに掲げる工事の経験を有していればよい。